

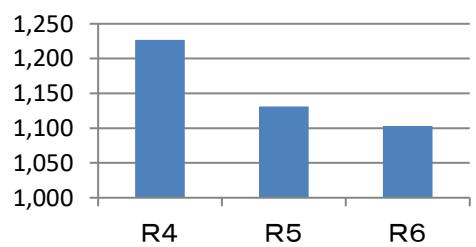
## 令和6年度 指定管理者評価結果票

所 管 課	健康福祉部 障害福祉課
評価対象期間	R6.4.1 ~ R7.3.31

## 1 基本情報

施設概要	名 称	岐阜県立三光園	
	所 在 地	山県市大桑3606	
指定管理者	名 称	社会福祉法人岐阜県福祉事業団	
	構 成 員	一	
	所 在 地	岐阜市下奈良2丁目2番1号	
	指定期間	R3.4.1	~ R8.3.31
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(以下「障害者総合支援法」という。)第5条第11項の規定により、身体障害者につき施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う業務。</li> <li>・障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者に係るものを除く。)を行う業務。</li> <li>・施設の管理に関する事。</li> <li>・その他仕様書に定めること。</li> </ul>		

## 2 利用状況を把握するための指標

指標	利用者数 (単位:人)
R4	1,227
R5	1,131
R6	1,103
	

## 3 令和6年度の収支状況

(単位:千円)	
収入計	276,162
利 用 料 金	275,573
指 定 管 理 料	0
そ の 他	589
支 出 計	277,693
人 件 費	200,585
施設管理費	20,456
そ の 他	56,652
差 引	▲ 1,531
納 付 金	—

## 4 前年度の評価員会議の主な意見及び対応

前年度の評価員会議の主な意見	対応状況
・入所者数の増加への取組を検討してほしい。	・法人内の知的障がい者施設では高齢化が進んでいるため、その方面からの入所を連携して行っている。また、継続して関係機関等への情報提供を行っていく。
・地域との交流をさらに進める取組を検討してほしい。	・地域イベントへの作品出展や外でのスポーツ大会に積極的に参加している。地域自体の活動も過疎化で縮小傾向となっており、状況をみて対応していく。

## 様式2

## 5 評価員会議による評価結果

評価項目	評価点 (平均点)	評価員の主な意見
管理基準の充足状況	3.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の資質向上に努めている。</li> <li>・相談員や職員が安心して意見を述べられるような、相談しやすい環境づくりがなされている点は評価に値する。</li> <li>・施設老朽化等の対応に関して、指定管理者として引き続き強く意見を発信していただきたい。</li> </ul>
設置目的の充足状況	3.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染防止に気を配りながら、外出や余暇、行事が行われている。</li> <li>・事故の件数が増加している。</li> <li>・利用希望者から選ばれない要因についての対策を検討すること。</li> </ul>
公共性の確保の状況	3.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護事故発生後の対応をいち早く行い、家族の方たちへの説明を丁寧に行っている。</li> <li>・ここ数年、入院人数、入院日数が高いレベルになっている。</li> </ul>
経営状況	3.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物価上昇の対応に努めること。</li> <li>・利用者数減の状況を開拓する見込みが持てない中での財務状態の是正策を検討すること。</li> <li>・施設設備の老朽化で新規入所者へのアピールが難しい状況にあるが、支援サービスの充実を全面にして、入所希望者の獲得に努めていただきたい。</li> </ul>
派生的効果	3.3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域イベントに参加している。</li> <li>・利用者の高齢重度化、健康状態、感染症の流行状況を考えながら、無理のない範囲で取り組んでいる。</li> <li>・ボランティア受入の仕組みづくりや、地域交流の推進が、今後の改善課題として求められる。</li> </ul>

## &lt;評価基準&gt;

5	協定書等に定める水準を上回る管理運営がなされており、かつ特筆すべき実績・成果を上げている
4	協定書等に定める水準を上回る管理運営がなされている
3	協定書等に基づき、適切な管理運営がなされている
2	協定書等に基づき、概ね適切な管理運営がなされているが、一部に更なる工夫や改善を要する
1	改善を要する

## 6 県による評価結果

最終評価	評価の考え方
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定書に定めるサービス水準を満たし、適切に管理されている。</li> <li>・利用者の高齢重度化、健康状態、感染症の流行状況を考えながら外出や行事参加等が行われており、安心、安全、快適に利用できるような運営がなされている。</li> </ul>

## &lt;評価基準&gt;

S	優れた管理運営がなされており、かつ十分な実績・成果を上げている
A	優れた管理運営がなされている
B	適正な管理運営がなされている
C	改善を要する